

京進米と都城

寺内浩

【要約】 九・一〇世紀になると調庸制が衰退し、それまで蓄積されていた正税が費消されるようになるが、従来の研究では、国家財政において正税以下の重貨の果たす役割が大きくなって、そこには調庸の補充物としての消極的な意義しか見いだされなかった。しかし、今後は、九・一〇世紀を律令財政の変容過程、あるいは中世的な国家財政の形成に至る過程とする視点から、正税以下の重貨が国家財政において比重を増した点を正しく評価し、そこに当時の国家財政の特質を見いだすべきであると考え、本稿は、こうした問題関心に基づき、都城の発展との関わりで京進米について考えてみたものである。

八世紀においては、租税として京進された米は官人・役丁などの食料米のみであり、したがって、その量はわずかであった。ところが、八世紀末以降、とりわけ九・一〇世紀になると地子米の量が増え、また官人給与にも春米が充てられるなど、京進米の量が増加する。これは九世紀になると都城住民が農業生産から離れて消費者人口が拡大したため、米に対する需要が高まるとともに、米が交換手段として有利になった結果である。このように古代都城から中世都市への移行を背景として京進米が増加するのだが、国家財政において正税以下の重貨の占める比重が大きくなる意味もまたこうした動きの中で理解されねばならないのである。

史林 七二巻六号 一九八九年二月

はじめに

律令財政史研究は古代史の中でも最も研究の進んだ分野の一つであり、これまで数多くの業績が積み重ねられてきていることは周知の通りである。とりわけ、七〇年代以降、財政機構論、経費論などの立場からの研究が進み、律令財政史研究がそれまでとは異なった新しい段階に到達したことは誰しもの認めるところであろう。ところが、そうした研究の多く

は七、八世紀、すなわち律令財政の成立・展開期を中心としており、八世紀末以降のいわゆる律令財政解体期については研究の大きな進展はみられないというのが現状ではないだろうか。もちろん、個別的研究は数多くなされているけれども、八世紀末以降の国家財政に対する全般的考察としては、六〇年代に発表された藺田香融氏、村井康彦氏、早川庄八氏の研究^②が現在でも基本的には受け継がれて通説としての位置を占めており、そうした説の克服がこれからの律令財政史研究にとっては重要な課題の一つであると思われるのである。

さて、藺田、村井、早川の三氏の研究に代表される通説では、「調庸より交易へ」、「調庸より正税へ」のシエーマに示されるように、八世紀末以降調庸制など律令制本来の収取制度が衰退するにともない、交易制が拡大し、さらには年料租春米、年料別納租穀など、従来は蓄積されていた租穀までが費消され、次第に地方の財源が失われていくとされている。こうした見解は、八世紀末以降の国家財政に対する事実認識としては全く正当であり、その限りでは何ら異論はないのだが、あえて問題点を指摘するとすれば、それは八世紀末以降の国家財政を律令財政の解体過程ととらえる視角であろう。たとえば、通説では、軽貨を中心とする調庸制が律令財政の中核とされ、八世紀末以降における調庸制の衰退が強調される。したがって、正税はあくまで調庸の代替物であり、国家財政の中で正税以下の重貨の果たす役割が大きくなって、そこには調庸の補完物としての消極的な意義しか見いだされないのである。八世紀末以降の国家財政に対するこうした視角は、その時期を律令体制の解体期ととらえる考え方と表裏一体のものであろう^③。しかし、最近では九世紀を律令体制の解体期ではなくむしろ定着期とみなす考え方や、一〇世紀を古代から中世への過渡期の国家として独自の体制をもつ王朝国家の段階とする考え方が一般的であることを踏まえれば、八世紀末以降の国家財政に対するこれまでの視角には再検討を行う必要があるように思われる。すなわち、今後は八世紀末以降の国家財政を単に律令財政の解体過程とみなすのではなく、その時期なりの独自の意味をもつ律令財政の変容過程、あるいは中世的な国家財政の形成に至る過程としてとらえる視角が必要とされるのではないだろうか。具体的には、正税以下の重貨の国家財政における比重の増加については、こ

れまでは調庸にかわって地方の正倉に蓄積された正税が費消された点のみが強調され、そこには消極的な意義しか認められなかったのだが、今後は従来とは異なった新しい角度から考察を加えることによって、そうした動きに対してはむしろ逆に積極的な評価が与えられるべきであると考ええる。

こうした問題関心に基づき、第一章では中央貢進物として京進された米の増加について、第二章では都城住民の生活基盤・生活形態の変化との関わりで、その理由及び意義について検討を加えていくことにしたい。^⑦ 律令財政においては中央貢進物の大部分は織維品を中心とする軽貨で占められており、重貨たる正税は食料用を除けば京進されずに地方の正倉に蓄積されるのが原則であった。一方、中世の荘園経済体制の下では、年貢の中心は米であり、毎年大量の米が運京されていたことは周知の通りである。^⑧ したがって、八世紀末以降の京進米のあり方の変遷とその意義について検討を行うことにより、その時期の国家財政がもつ独自の意味や、次の時代の国家財政との関連性をそこに見いだすことができると思われるからである。もちろん、中世的な国家財政の成立はもっと後のことであろうが、こうした視角からの考察を行うことにより、八世紀末以降の国家財政を律令財政の解体過程とする通説とは若干異なった認識を得ることが可能となるように思われるのである。

- ① 石上英一「律令財政史研究の課題」『日本歴史』三三四、一九七六年、同「大藏省成立史考」『日本古代の社会と経済』上巻、吉川弘文館、一九七八年)、梅村喬「民部省勘合制の成立」『日本古代の社会と経済』上巻、前掲書)、柴原永遠男「律令国家の経済構造」『講座日本歴史』一、東京大学出版会、一九八四年)、俣野好治「律令中央財政機構の特質について」『史林』六三六、一九八〇年、同「律令中央財政の歴史的特質」(『日本史研究』二二三、一九八一年)など。
- ② 畠田香融「出挙」(同「日本古代財政史の研究」、塙書房、一九八一年)、村井康彦「古代国家解体過程の研究」第一部(塙波書店、一九

六五年)、早川庄八「律令財政の構造とその変質」『日本経済史体系』一、東京大学出版会、一九六五年)。なお、以下において早川氏の説に論及する場合は、特にことわりのない限り、この論文によるものとする。

③ なお、村井康彦氏は、前掲書一五五頁において、不動開用をめぐって、「本来の国家財政に甚大な影響を与えるものではあるが、他面この措置には、地税⇨重貨物中心財政への移行という、それを可能ならしむる財政構造の変化があったことも見逃せないから、不動開用をもって、ただちに国家財政(国衙財政)の崩壊とみるのは正しくない。

その点に關していえば、むしろ中世的財政構造や取立負担体系への發展の相において論ぜられる必要がある」と述べておられる。この指摘は本稿の問題関心と重なるものであるが、その後こうした観点からの研究はあまり進展していないように思われる。

④ 吉田孝『律令國家と古代の社會』(岩波書店、一九八三年)。また、『講座日本歴史』二(東京大学出版会、一九八四年)のはしがきでも「從來律令國家の解体過程といわれていたものが、じつは律令制を日本社會に適應させようとした、律令制の日本的受容の過程ではないかと考えられるようになってきた」と述べられている。

⑤ 坂本實三『日本王朝國家體制論』(東京大学出版会、一九七二年)。

⑥ 律令制下においては、京進される米は公的私的の面にわたって存在するが、本稿においては京進される米は公的私的の面にわたって存在は租税||中央貢進物として京進された米を指すものとする。

なお、租春米・別納租穀制による正税の費消、元慶の官田の設置などは、必然的に京進米の増加をもたらしたかのような印象を与えるが、後述するように、租春米、元慶の官田は霜米、年料春米の不足を補うものであり、別納租穀もその多くが輕貨に交易して京進されていたとすると、それらの政策による京進米の増加は決して自明のことである

とはいえないように思われる。

⑦ 鬼頭清明氏は、初期平安京において調庸の实物貢納經濟から米を中心とする貢納制への変化がみられ、平安京における流通經濟の發展がその前提として存在していたとされている(同「初期平安京についての一試論」『國立歴史民俗博物館研究報告』二、一九八三年、同「平安初期の錢貨について」『奈良平安時代史論集』下巻、吉川弘文館、一九八四年)。また、坂本實三氏は、前期王朝國家の中央經濟で米が重視されていたことを指摘されている(同「前期王朝國家期の米京進と内海沿岸諸國」『内海地域社會の史的研究』、マツノ書店、一九七八年)。これらはいずれも重要かつ支持すべき見解であり、本稿も同様な視点から検討を加えていきたいと考える。

⑧ 永原慶二「莊園領主經濟の構造」(『日本經濟史體系』二、東京大学出版会、一九六五年)。もちろん、年貢の中心が米であるのは西國に於いてであり、東國では絹綿等が年貢の中心となっているが(網野善彦「中世の負担体系」『中世・近世の國家と社會』、東京大学出版会、一九八六年)、八世紀段階と比較すれば京進米の量が大幅に増加したことは否定し難い事実であろう。

第一章 京進米の増加

一

まず最初に、律令制下において中央政府のもとに送られた米にはいかなるものがあったかを、その用途を中心にみてみよう。

1 年料春米

田令田租条の規定によると、田租の一部が米に春かれ運京されることになっていた。しかし、天平期の正税帳によると、実際は年料春米には出拳利稲が用いられていたことは周知の通りである。延喜民部式によると年料春米運京国には尾張国以下二二か国が充てられており、八世紀もほぼ同様であったことは平城宮跡出土木簡によって確かめることができる。^①年料春米運京国にはいずれも近国や沿海国が充てられているが、これは重貨である米の輸送の便を考へてのことであろう。年料春米は大炊寮に収納され「諸司常食」^②に供された。ただし、年料春米が充てられるのは長上官・番上官などの官人のみであり、丁・工には次に述べる庸米が支給されていた。官人への支給量は九世紀以降は長上官が日別二升、番上官が日別一升であった。^③八世紀段階の支給量には不明の点が多いが、石山寺造営時の造東大寺司主典安都雄足への米の支給量が日別一升四合、案主・長上・舎人が日別一升二合で、造東大寺司写経所の経師・装潢が日別二升、校正が日別一升六合であったこと^④、また正税帳にみえる駅伝使や国司巡行の際の国司の食料が日別二升であったこと、さらには年料春米の使途が基本的に「諸司常食」であったことからすれば、九世紀以降と大きな違いはなかったものと考えられる。支給米の多くは官人の食料として消費されたが、余剰分については現米で与えられる場合もあったようである。^⑤年料春米の毎年の輸貢量は延喜民部式によると約一万八千石である。この数値は九世紀末まで遡るが、^⑥年料春米は基本的に食料米であるから、官人数に大きな違いのないかぎり、八世紀においてもほぼ同様の量の米が京進されていたものと思われる。

2 庸米

庸は布の他多様な納入形態をとったが、このうち米で納められたものが庸米であり、人別に三斗が賦課された。庸米を京進する国は延喜主計式によると年料春米と同様近国・沿海国であり、平城宮跡からはこれらの国々の庸米付札が数多く出土している。^⑦庸米は民部省に収納され、仕丁・衛士・雇役民などの食料に充てられた。正倉院文書によると仕丁一人あたりの支給量は二升であるが、このうち一升二合が食料に供され、残りの八合は現米支給されていた。^⑧庸米の毎年の輸貢

量は、造寺・造都の有無によって変化があろうが、このうち大糧の支給総量は早川氏の試算によると八世紀の中期で二四〇〇〇石余とされている。

3 地子米

公田地子の一部が米に替わられて京進されたものが地子米である。弘仁主税式や『政事要略』延喜一四年八月一五日官符によると近国や沿海国から地子米が京進されることになっているが、八世紀段階では京進される地子米の量はさほど多くはなかったことは後述の通りである。田令公田条の規定では京進された地子は太政官の雑用に供されることになっている。このうち地子米の使途については、延暦一八年宣旨に「定大弁以下季料米数并兩雜事」、地子米の不足を訴えた『政事要略』延喜一〇年二月二七日官符に「厨家雑用、官人月俸、惣在二件米一、而例進少二数、用途多端、以三年中之所二納、充二例用之支度、所二不足米千四百卅二斛、因二斯常食屢絶、資俸尚乏」とみえている。このうち、後者に「常食」とあり、また太政官厨家跡と推定されている長岡京二条二坊六町から多くの請飯文書木簡が出土しているので、地子米が太政官官人の食料米に充てられていたことが知られる。ただ、そうすると、問題となるのは、延喜太政官式に諸司から要劇料支給の申請があった時に太政官官人の要劇料も含めて宮内省に符を下すとみえ、太政官官人に対して大炊寮から要劇料が給されていたことである。この点については、延喜一八年に定められた「季料米数」が大弁以下であったことに注意すべきである。ここにみえる「季料米」はおそらくは食料米のことであろう。この時「季料米数」と共に定められた「兩雜事」は、早川氏のいわれるように商布が充てられる夏冬頓給料と列見・定考の禄であろうが、太政官厨家の主要な経費であるそれらと並ぶものといえば食料米以外のものは想定し難いからである。そうすると「季料米」の支給対象は大弁以下となり、公卿には与えられなかったことになる。しかし、公卿にも食料米が支給されたことは、天平宝字五年、天平神護二年に議政に預かる親王や法臣・法參議の月料がそれぞれ大納言・中納言・參議などに准ぜられたこと^⑩から明かであり、地子米以外から食料米を得ていたことになるのだが、それが先にみた大炊寮からの要劇料ではないだろうか。すなわち、公卿には

年料春米が、大弁以下には地子米が食料米として支給されていたと考えるわけであり、こう解釈すれば延喜一四年官符と延喜太政官式の規定は矛盾なく理解できるのでないだろうか。あくまで一つの推測ではあるが、太政官官人の食料米については一応以上のように考えておきたい。

4 官田 穫稲

田令の規定によると、官田は大和・撰津国に三〇町、河内・山背国に二〇町あり、宮内省が経営にあたった^⑤。官田の穫稲は、古記に「屯田、謂、御田、供御造食料田耳」とあるように、供御に充てられた。『延喜式』によると、官田八六町のうち四〇町が省営田、四六町が国営田とされ、このうち省営田の穫稲が天皇・中宮・東宮の食料及び供御用の酒米などに使用されることになっていた^⑦。

以上、京進米のうち主なものについてその内容を述べてきたが、基本的にはいずれも官人・役丁や天皇などの食料米であったことが明らかになったように思われる^⑧。次にみるように、唐では京進された租粟が食料用だけでなく禄にも用いられていたのだが、日本では基本的に食料用としてしか使用されていないのである。したがって、収取されたイネの中で京進米が占める割合はわずかであった。この点を明らかにするために、日本の田租・出挙利稲と唐における租・地税の使途を比較検討してみよう。

『通典』卷六には唐の天宝年間(七四二―七五六)の財政収支の概要が記されており、表1はそのうち粟の収支に関する部分を表示したものである^⑨。このうち租粟は丁別に二石が課されるもので、中央・地方の諸経費に充当された。一方、地税(義倉)は全ての耕地から毎畝二升徴収され、備荒用に貯積された穀である。ところが八世紀になると官人の増加や軍事費の増大のため中央の経費が膨張し、江南地方の租が布で納められるかわりに地税四〇〇万石が江淮迥造米として中央に送られることになったのである。

表1によると、租と地税の合計収入二五〇〇余万石のうち、中央に送られた穀は租粟三〇〇万石、地税四〇〇万石の計

表1

収 入		支 出	
粟	1260余万石	折 充 絹 布	300万石
租	1240余万石	廻充米豆(尚食・諸司官厨等料)	300万石
地稅(義倉米)		江淮廻造米(官禄・諸司糧料)	400万石
		留當州(官禄・遙糧)	500万石
		諸道節度使軍糧・貯備當州倉	1000万石
計	2500余万石	計	2500万

かであった。そして、こうしたことは年料春米について定めた田令田租条とそれに対応する唐賦役令の条文との相違からも確かめることができる。

凡田租、准三國土收獲早晚、九月中旬起輸、十一月卅日以前納畢、其春米運京者、正月起運、八月卅日以前納畢。
諸租、準三州土收獲早晚、料量路程險易遠近、次第分配、本州收獲訖苑遣、十一月起輸、正月三十日內納畢、
若江南諸州、從水路運送、冬月水淺、上城、

七〇〇万石であるから、約三割が京進されていたことになる。ただし、そのうち地稅四〇〇万石は江南地方の租粟三〇〇万石が絹布に換えて京進された代替措置であるから、本来は租粟の約二分の一が京進されていたことになろう。

次に、日本の場合は、田租は貯積に、出挙利稲は諸経費に充てられていたことは周知の通りである。そして、天平期の正稅帳によると、田租収入と出挙収入はほぼ同程度であるといわれている。^⑧

では、その中からどの程度の量の米が京進されていたかが、天平六年の尾張國正稅帳によれば出挙利稲一〇七〇〇〇余束のうち年料春米(納大炊寮酒料赤米を含む)に充てられたのは約二〇〇〇〇束にすぎない。つまり、年料春米輸貢國においてですら毎年の出挙収入の約五分の一(田租収入を含めれば一〇分の一程度となろう)が京進されていただけなのである。^⑨ 延喜主稅式によると正稅出挙稲の全國の合計額は約一五八〇万束で、利率を三割とすると利稲は約四七〇万束となる。これに田租収入を加えると米にして毎年約四七万石の収入となるが、先にみたように年料春米の輸貢量は約一八〇〇〇石であり、京進米が占める割合は一割にも満たないのである。

このように、唐と比べると日本では收取されたイネのなかで年料春米の占める割合はわず

難者、四月以後運送、其輸本州一者、十二月三十日内納畢（後略）
五月三十日内納完、

これらほともに租の納入時期を定めたものだが、前者では国内の正倉への納入時期がまず規定され、次にその中から春米が京進される場合の時期が定められている。一方、後者では中央への納入時期の規定が最初にあり、本州への納入時期の規定はその次となっている。つまり、これら二つの令文は、租は日本では留国が主で京進が従であったのに対し、唐では京進が主で留国が従であった状況を端的に示している。

このように京進米の輸質量は日唐間で大きく異なるのだが、当然のことながら経費面でも両者の間には大きな相違が存在する。先述したように、日本の場合は年料春米は官人の食料に充てられるだけなのだが、表1から知られるように唐では食料だけでなく官禄にも用いられていた。日本では位禄・季禄はいずれも調庸から支出されていたが、唐では正一品七百石から従九品五二石に至る官禄には租粟が使用されており、そのために大量の租粟が京進されねばならなかったのである。

二

前節では、律令制下において京進された米は基本的には食料米であり、したがって、收取されたイネのなかで京進米が占める割合は小さかったことを述べた。本節では、八世紀後半以降、とりわけ九・一〇世紀になると京進される米の量が増加し、用途も食料用に限定されなくなることを述べたいと思うが、その前に前節で述べた京進米のその後について簡単にみておくことにしよう。

八世紀末以降調庸の未進が問題化したことは周知の通りだが、年料春米もその例外ではなかった。宝龜四年には未進防止のため専当国司を置くことが定められ、延暦一四年には未進数に准じて国司の公廩を割くことになった^②。しかしその後も状況は改善されなかったようであり、九世紀末には「凡年料白米者、以三大税利稱、諸国春進、一年応レ納二万八千石、

而或年見納六七千石、或年纔八九千石、然則既欠三分之二^①、というように、毎年の納入額が二分の一から三分の一に減少してしまった。こうした事態に対処するために設けられたのが元慶の官田である。元慶の官田は元慶三年に畿内五か国に計四〇〇〇町が設けられたが、元慶五年以降諸司の食料米である要劇料・番上料に充てるために次々と諸司田化され、昌泰元年までにその数は一六〇〇町余にのぼったことが知られている^②。

庸米も調庸の未進にともない八世紀末以降貢進量は減少の一途をたどった。そこで、租を春いて京進し、庸米の不足を補うことになったものが租春米である。租春米の初見は寛平一〇年だが、実際にはそれ以前から貢進されていたようである。延喜民部式によると年料租春米の総計は二四〇〇〇石余で、これは大糧一年分の総必要量に匹敵する数量であった^③。すなわち、当初は庸米の不足を補うためのものであった租春米が一〇世紀になると庸米にとってかわっていたわけである^④。地子米については後述する。官田は、令の規定では畿内に一〇〇町置くことになっていたが、『延喜式』では八六町となっていることは先述した通りである。

このように、年料春米や庸米については財源が大きく変化したものの、全体としては食料米として必要な量の確保がはかられていたのだが、九・一〇世紀になるとこうした食料米以外に京進される米の量が増加するのである。

まず、地子米であるが、諸国例進地子雑物を定めた『政事要略』延喜一四年八月一五日官符によると、近国・沿海国を中心に総計約五四〇〇〇石の地子米が京進されることになっていた。しかし、以前からこれだけ大量の地子米が京進されていたわけではない。このうち一四四二石は延喜一〇年に例進内塩代米、例進外地子稻米が増されたものであり、したがって、延喜一〇年以前の京進量は約四〇〇〇〇石ということになる。そして八世紀段階では京進される地子米がさらに少なかったことは、長岡京・平城宮から出土した次の木簡から確かめることができる。

・越前国大野綱丁丈^⑤

・後郷錢^⑥「カ」貫文

・近江国粟田佃錢^(唐カ)□□

・^(天カ)□□□□^②

前者は太政官関係の木簡が多く出土した長岡京左京二条二坊の中心を東西に流れる溝SD一三〇一から出土した木簡で、地子と明記はされていないが、記載内容から地子物付札と考定されているものである。^③長岡京からはこの他近江・美濃・長門・讃岐・伊予国などの地子米付札、紀伊国の地子塩付札が出土しているが、^④注目したいのは越前から銭が地子物として京進されていたことである。延喜一四年官符によると越前の地子物は米四二〇石だけなのだが、このころは銭が地子物に充てられる場合もあったのである。つまり、八世紀末においては京進される越前の地子物のすべてが米ではなかったわけであり、したがって、地子物の全体量が減少したのでない限り、京進される地子米の量は米だけが貢進されていた延喜一四年段階よりは少なかったということになろう。同様のことは後者の木簡についてもいえよう。この木簡は平城宮第二次大極殿外郭南東部分の土壙SK四四五三から出土したもので、近江国の地子銭付札である。そして近江国も延喜一四年官符によると地子物には米しかみえないのである。

このように一〇世紀になると地子物として米しか貢進していない国が八世紀には銭を貢進しており、八世紀段階では京進される地子米の量が一〇世紀におけるほど多くはなかったと想定される。先の延喜一四年官符によると、諸国例進地子雑物の色数は天安二年正月二九日官符、元慶三年一〇月一七日定文、及びその後の時々の官符によって改定されたのだが、こうした色数の改定を通じて次第に京進される地子米の量が増加していったものと思われる。

こうしたことは大宝田令公田条の条文にも示されている。

凡諸国公田、皆国司随郷土估佃賃租、其佃送太政官、以充雜用。

これは養老田令公田条であるが、地子を太政官に送ることを定めた「其佃送太政官」は、大宝令では「其佃販売送太政官」となっていたと推定されている。^⑤そして、「販売」は岸俊男氏の明らかにされたように交易の意であるから、大宝令

では地子物の太政官への送進にあたっては軽貨との交易が前提とされていたことになる。すなわち、大宝令の規定によれば、地子は軽貨に交易して京進するのが原則だったわけであり、本来的には地子物として米が京進されることは少なかつた状況を、この大宝令文はあらわしていると考えられるのである。

以上、八世紀段階では京進される地子米の量は決して多くはなく、九世紀以降になるとそれが増加することを述べた。おそらくは、八世紀には太政官の官人の食料用として必要な量だけが京進されていたものと思われる。これに対し、九一〇世紀になると京進される地子米の量が増えるのだが、九世紀以降食料米の需要が急に伸びたことが原因であったとは考え難い。食料米が支給される太政官官人の数が急増した様子はみうけられないからである。そもそも年料替米の総量が一八〇〇〇石余であることを思えば、いくら政府の中枢官司とはいえ太政官だけで四、五〇〇〇石の食料米を消費することは不可能であろう。地子米の京進量が九世紀以降増加する原因は別のところに求められねばならないのである。

さて、日本では位禄・季禄などの官人給与には調庸物が給されていたが、九世紀以降こうした官人給与に次第に米が充てられるようになっていったことを次に述べたいと思う。

周知のように、官人給与の財源たる調庸の取収が困難になるにともない、諸国の正税が位禄・季禄料などとして用いられるようになるが、早川氏によれば、こうした方式は国司の位禄に始まり、外官兼任の内官からさらには一般の内官にまで及んでいくのである。

まず、位禄・季禄料などに充てられた正税がどのような形態で京進されたかだが、遠国・非沿海国の場合には輸送条件から考えて米穀の形態での京進は困難であり、軽貨に交易して京進されるのが一般的であったと思われる^④。一方、近国・沿海国に関しては、大同四年に次のような官符が出されている。

太政官符

一、聴し運し位禄季禄料米一事

右得^ニ大宰府解^ニ你、謹使^ニ太政官去神護景雲二年七月廿八日符^ニ你、得^ニ府解^ニ你、五位国司及帶^ニ國諸司官人等欸云、所^レ賜位禄并季禄料春米上^レ京欲^レ資^ニ親族^一者、府檢^ニ辭狀^ニ不^レ可^レ不^レ申、仍請^ニ官裁^一者、官判依^レ請者、謹依^ニ符旨^ニ行亦久矣、而依^ニ太政官去延曆十二年八月十四日符旨^ニ、亦同禁斷、資養之徒因^レ之亦憂、府司商量不^レ可^レ不^レ申、仍請^ニ官裁^一者、符旨灼然、所^レ禁有^レ限、而共從^ニ禁斷^一、府官所^レ失、宜^ニ依^レ旧聽^レ之

以前右大臣宣、奉^レ勅、如^レ件

大同四年正月廿六日^⑤

神護景雲二年に五位の国司及び兼国の諸司官人の「位禄并季禄料春米」の運京が認められたが、延暦一二年に運京が禁止され、大同四年に再び許可になったのである。この官符は、八世紀後半の段階で国司だけでなく兼国の諸司官人にも正税が位禄・季禄料として支給されていたことを示すものだが、注意したいのは、「位禄并季禄料春米」とあるように、国司や兼国の諸司官人の位禄・季禄料が軽貨に交易されずに春米で運京されていた点である。つまり、この官符から、海道では国司及び兼国の諸司官人に充てられる位禄・季禄料の正税は春米の形態で京進されていたことが知られるのだが、^⑥西海道は遠国であり、また「本禁^ニ出米^一」^⑦の国であることからすれば、近国や沿海諸国においても国司や兼国の官人さらには一般の内官の位禄・季禄料に充てられる正税は春米でもって京進されていたと考えてよいであろう。時代は少し下るが、『小右記』万寿二年一〇月二七日条に、備後国の俸料^⑧は米でもって弁進するのが例であると述べられているのは、こうしたことを裏づけるものであろう。もちろん、位禄・季禄料などに充てられた正税のすべてが春米の形態で京進されたわけではないだろうが、官人給与には調庸物^⑨軽貨が支給されるのが本来的な姿であるのに、近国・沿海国が輸送上有利な条件下にあるとはいえ、ことさらにそれらに重貨である米が充てられるようになったのはやはり重視すべき事柄であるように思われる。

では、位禄・季禄など官人給与の財源としてどのような国の正税が主に用いられたのであろうか。

表2

	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半	備考
山城	9(2)	4(2)	2(0)	(3)	(0)	D
大和	6(6)	3(3)	4(0)	(6)	(7)	C
河内	7(2)	1(2)	1(1)	(0)	(0)	D
和泉	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(1)	E
摂津	5(4)	4(6)	2(0)	(0)	(0)	D
伊賀	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	D
伊勢	7(2)	7(8)	9(5)	(5)	(3)	*B
志摩	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	D
尾張	2(1)	7(4)	2(2)	(0)	(2)	*C
参河	6(0)	2(0)	3(0)	(3)	(0)	*C
遠江	4(1)	3(1)	2(1)	(0)	(0)	C
駿河	3(1)	2(0)	1(0)	(0)	(0)	C
伊豆	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
甲斐	6(1)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	C
相模	7(2)	14(17)	9(7)	(1)	(0)	B
武蔵	10(5)	9(7)	0(0)	(0)	(0)	A
安房	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	D
上総	6(2)	4(2)	1(0)	(0)	(0)	A
下総	16(9)	4(3)	0(0)	(0)	(0)	A
常陸	9(5)	6(2)	0(0)	(0)	(0)	A
近江	13(7)	11(17)	17(28)	(28)	(16)	*A
美濃	1(4)	10(5)	12(14)	(6)	(10)	*B
飛騨	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
信濃	5(1)	4(6)	11(3)	(4)	(0)	B
上野	3(0)	4(3)	1(0)	(0)	(0)	B
下野	6(1)	6(9)	1(1)	(0)	(0)	B
陸奥	0(1)	0(1)	0(0)	(0)	(0)	A
出羽	0(0)	0(1)	0(0)	(0)	(0)	A
若狭	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	*E
越前	10(6)	3(2)	8(6)	(6)	(1)	*A
加賀	0(0)	6(5)	6(4)	(1)	(0)	*B
能登	0(0)	0(0)	1(0)	(0)	(0)	D
越中	2(0)	6(3)	5(0)	(0)	(0)	B
越後	4(1)	9(3)	3(0)	(0)	(0)	B
佐渡	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
丹波	12(6)	4(3)	3(1)	(5)	(1)	*C
丹後	2(0)	2(2)	0(0)	(0)	(0)	*D
但馬	8(6)	11(9)	8(0)	(0)	(0)	*B
因幡	6(1)	7(5)	6(1)	(0)	(0)	*B
伯耆	3(0)	2(1)	0(0)	(0)	(0)	C
出雲	5(3)	2(0)	1(0)	(0)	(0)	B
石見	0(0)	1(0)	0(0)	(0)	(0)	D
隠岐	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E

京進米と都城（寺内）

	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半	備考
磨	16(6)	5(9)	18(19)	(17)	(13)	*A
美作	13(7)	11(13)	14(5)	(1)	(8)	*B
備前	10(3)	7(5)	17(19)	(22)	(14)	*B
備中	1(1)	7(5)	12(15)	(4)	(14)	*B
備後	1(0)	0(0)	9(3)	(2)	(4)	*C
安芸	2(0)	4(1)	3(0)	(0)	(0)	*C
周防	2(0)	0(0)	1(1)	(1)	(1)	C
長門	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	D
紀伊	3(1)	0(0)	5(2)	(9)	(8)	*D
淡路	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
阿波	2(1)	8(4)	11(2)	(0)	(0)	C
讃岐	6(3)	7(6)	16(19)	(22)	(9)	*B
伊予	6(4)	5(4)	13(17)	(17)	(22)	*B
土佐	3(1)	1(0)	3(0)	(0)	(0)	*C
筑前	0(0)	0(0)	4(1)	(0)	(0)	C
筑後	1(0)	0(0)	1(0)	(0)	(0)	C
豊前	1(0)	5(1)	0(0)	(0)	(0)	C
豊後	2(0)	4(0)	0(0)	(0)	(0)	C
肥前	0(1)	0(0)	1(0)	(0)	(0)	C
肥後	2(0)	4(0)	2(3)	(0)	(0)	A
日向	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	D
大隅	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
薩摩	0(0)	0(0)	0(0)	(0)	(0)	E
	254(108)	226(180)	249(180)	(163)	(134)	

・カッコの中が公卿補任の数値。

・備考欄は延喜主税式の公廩稲数により、A（40万束以上）、B（30万束以上）、C（20万束以上）、D（10万束以上）、E（10万束未満）とした。*は延喜民部式の年料春米貢進国。

まず兼国の官人についてであるが、表2は内官が国司を兼ねた国を国史の叙位記事及び『公卿補任』（公卿になる以前の経歴も含む）から集めたものである。さて、内官が国司を兼ねる兼国は八世紀の後半から多くなり、それは「謹案ニ兼国之起ニ為レ潤ニ恩沢ノ所被ニ拜任ニ也」とあるように、国司を兼ねることによって公廩稲の配分に預かる一種の経済的優遇措置であった^④。したがって、表2では九世紀前半以前は概して公廩稲の多い国には兼国例が多く、逆に公廩稲の少ない国には兼国例が少ないのである。ところが、九世紀後半になると様相がやや変化する。東海・東山・北陸の遠方の諸国が減少し、かわって近江、美濃や山陽、南海の諸国が多くなるのである。このうち上総・常陸・上野は親王任国であるから除外するとして、武蔵・下総・下野・越中・越後

表 3

	年料奉米貢進国 (含畿内)	非年料奉米貢進国
8世紀後半	61% (68%)	39% (32%)
9世紀前半	57% (64%)	43% (36%)
9世紀後半	78% (89%)	22% (11%)
10世紀前半	(96%)	(4%)
10世紀後半	(99%)	(1%)

・カッコの中が公卿補任の教値。

といった比較的公廨稲の多い諸国が減少し、備後・紀伊・阿波など比較的公廨稲の少ない国が増加しているのは公廨稲の多寡だけでは説明できない現象である。そこで九世紀後半になって事例が増えた諸国を調べてみると、近国及び沿海国が多いことに気がつく。表3は畿内及び年料奉米貢進国(延喜民部式による)とその他の国々に分けて兼国例を調べたものだが、九世紀後半になると前者の諸国に兼国例が集中する様子が示されていよう。そしてこうした傾向が九世紀後半だけでないことは『公卿補任』にみえる兼国例から明かである。それによると九世紀後半になると国史の叙位記事よりもなお一層近国・沿海国に事例が集中しており、そうした傾向は一〇世紀も続くのである^⑩。

一般の内官については次のような史料がある。

正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒奏状二事、其一曰(中略)其二曰、近代以来、一年例用位禄王禄准穀十七万余斛、又京庫未行衣服月粮、必給外国、其数亦多、並是正税用尽、終行不動、
 当今除陸奥出羽及西海道之諸国、不動約計一千卅七万余斛、就中縁海近国、不出三三百万、而年中所用卅五六万斛、況亦有損之年、惣費近国之不動、凡厥開用至多、新委絶少、竊恐、天下虚耗、企足可待、如今件田散班於人者、口分為之不饒、
 混入於公者、国用由是可給、伏請割置山城国八百町、大和国一千二百町、河内国八百町、和泉国四百町、撰津国八百町、合四千町、若獲稻、若地子、量其便宜、以支公用、詔從之。

これはいうまでもなく元慶の官田の設置を求めた藤原朝臣冬緒の奏状である。ここから、位禄・王禄以下の官人給与を支給するため、正税稲はもちろんのこと不動穀にまで手がつけられるに至った状況が知られるが、正税稲さらには不動穀まで使用された結果として「当今除陸奥出羽及西海道之諸国、不動約計一千卅七万余斛、就中縁海近国、不出三三百万」と述べられている点に注目したい。これは「縁海近国」の不動がとりわけ少なくなっていること、言い換えると、

「縁海近国」の不動が最もよく使用されていたことを示している。

このように、兼国の官人の場合も一般の内官の場合も給与の財源としては近国・沿海国の正税が主に用いられていたものである。では、なぜ近国・沿海国の正税が集中的に使用されたかだが、これには正税の京進形態が関係していたと思われる。つまり、位禄・季禄以下の料として正税を軽貨ではなく春米をもって運京・支給するために、近国・沿海国の正税が集中的に用いられたのではないだろうか。軽貨による運京・支給でよいのであれば、兼国の官人の場合は公廩稻のより多い国の国司を兼ねた方が有利であるし、一般の内官の場合も「縁海近国」に偏らずに諸国の不動穀が平均に使用されただけだが、ことさらに公廩稻のあまり多くない国の国司を兼ね、「縁海近国」の不動穀が集中的に使われたのは、官人給与として春米を積極的に確保しようという動きをあらわすものであろう。いずれにせよ、近国・沿海国の正税が集中的に使用されており、そしてそうした諸国の正税は春米で運京されていたのであるから、位禄・季禄以下の官人給与に充てるために多くの春米が運京されるようになっていたことは否定し難い事実であろう。

このように、八世紀後半以降、とりわけ九世紀になると重貨である米が位禄・季禄以下の官人給与に充てられるようになっていくのだが、別納租穀制の成立により一般の内官の官人給与には再び軽貨が用いられるようになる。

別納租穀制とは一般の租穀とは別に規定額の租穀が確保され、官符の至るにしたがって位禄・季禄・衣服等の料を支給し、他方面への使用は禁じられていたものである。^⑭延喜民部式によると別納租穀が課せられた国は伊勢国以下二五か国で、その総量は一三三〇〇〇余石にのぼる。別納租穀は、租穀を位禄・季禄・衣服などの料に充てるものだが、別納租穀が課せられた国の多くが、東海・東山・山陰道を中心とした非近国・非沿海国であることからすれば、実際には軽貨に交易して京進・支給される場合が多かったものと思われる。^⑮したがって、別納租穀制成立以後は一般の内官には主に軽貨が給与として支給されていたことになるが、兼国の官人の場合は、先述したように、近国・沿海国の国司を兼ねるものが多く、位禄・季禄以下の給与を軽貨ではなく春米をもって確保しようとする動きが続いていることには注意しておきたいと思う。

表4

国名	人名	国養物	出典
尾張 甲斐 甲斐 下野 下野 下野 常陸 信濃 但馬 出雲 播磨 備前 備中	張守部古麻呂	錢600文	大日古5-76
	斐渡部千代	錢600文	大日古15-170
	斐大部宇麻呂	錢600文	平城4
	斐矢作真足	錢600文	大日古15-170
	斐久須原部広嶋	錢600文	大日古15-170
	斐占部小足	錢600文	大日古15-170
	斐日下部桑麻呂	錢600文	平城概5
	斐椋椅部逆	錢600文	平城概15
	斐車持足月	錢600文	平城概15
	斐多米牛手	錢600文	大日古15-170
	斐額田部広浜	錢600文	大日古5-76
	斐宇治部乙万呂	錢600文	大日古5-76
	斐帶部益国	錢600文	平城概15

・大日古は『大日本古文书』, 平城は『平城宮木簡』,
平城概は『平城宮発掘調査出土木簡概報』。

次に、大宰府からの貢進米について考えてみたいと思う。

周知のように、大宰府管内諸国の調庸・雑米は大宰府に送られ、大宰府での種々の雑用に使われるとともに、その一部が京進されることになっていった。天平元年、弘仁七年にそれぞれ貢進が命じられた綿一〇万屯、絹三〇〇疋などがそれである。このほか、延喜式によると、年料別貢雑物、交易雑物、贄などが大宰府から京進されることになっていたが、それらのほとんどは軽貨であり、先述した国司の位禄・季禄料などを除けば、米が京進されることはなかった。ところが、一〇世紀になると大宰府から米が送られるようになるのである。

大宰府からの米の京進は、管見によれば、『貞信公記』延長五年七月一四日条に「可催大宰春米事、臨時交易絹事、仰右大弁」とあるのが初見であり、次いで承平元年四月三日条にも「大宰春米可給責符事」とみえている。そして、天禄二年七月一日官符では、筑前国四〇〇石以下、計二〇〇〇石の春米の進上が大宰府に命じられている。また、『政事要略』寛和三年三月五日官符には、「頃年彼大宰府所進調庸貢物、藏人所例進雑物、并臨時召物春米、或纔進半分、或黙無進納」とあり、『権記』寛弘五年二月二四日条には「右少弁伝左府御消息、大宰府可給官符、公用料不動春米千石并返金代米事」と記されている。このように、一〇世紀になると大宰府から米が進上されるようになっていたことが知られるのだが、その用途、貢進量、貢進方法などについては不明の点が多い。しかし、いずれにせよ、八・九世紀段階では米が京進されなかつた大宰府から、一〇世紀になると米が京進されるようになった事実重要であると考えられる。

最後に、仕丁・衛士の資養物についてみてみよう。

仕丁・衛士に対しては庸から食料が給付された他に月養物・国養物などの資養物が支給されていた。このうち国養物の内容は、正倉院文書・平城宮跡出土木簡によると表4の通りであり、出身地を問わず、いずれも一人あたり六〇〇文の銭が充てられていた。^③一方、延喜民部式は国養物について次のように規定している。

凡衛士、仕丁養物者、随郷所出、正丁七人半、惣所_レ輸_レ番分稻一百五十束、准_二当土估価_一、交易_レ輕物、及_二春米所_レ得_レ之_一數、專入_二正身_一(後略)

仕丁・衛士の資養制度は、房戸資養制から副丁制へ、副丁の人数も雑徭日数の減少により五人から七人半へ変わるのだが、これによると徭分稻は輕物に交易して京進するだけでなく、春米のまま送られる場合もあったのである。もちろん、後者の方式がとられたのは近国・沿海国であろう。表4と延喜民部式の比較で注目されるのは近国・沿海国の送進方法の相違である。表4によると八世紀においては尾張・播磨・備前・備中といった近国・沿海国も他の国と同様資養物を銭で送っている。ところが、延喜式段階になるとそれらの国々からは春米で送られる場合もあったわけである。いつから送進方法が変わったかは不明だが、九・一〇世紀の間で近国・沿海国では仕丁・衛士の資養物の送進方法が銭から米に変化するるのである。

以上、本節では八世紀後半以降、とりわけ九世紀になると京進される米の量が多くなることを述べた。では、なぜ京進米の量が増加するのであろうか。この問題は租税制、官人給与制など財政構造全体の中で総合的に考えねばならないものだが、以下では都城における住民のありかたからこの問題について検討を加えてみたいと思う。

- ① 『平城宮木簡一』総説六一頁。
 - ② 『令集解』田令田租条古記説、釈説。
 - ③ 早川庄八前掲論文。なお、『大唐六典』卷一九太倉署条に「給_二公糧_一者、皆承_二尚書省符_一、丁男日給_二米_一二升塩二勺五撮、妻妾老男小則減_二之_一、若老中小男无_レ官、及見驅使、兼_二國子監學生_一錢醫生、雖_二未_レ成_一」
 - ④ 『大日本古文書』一六一三八・六五・二四七。
 - ⑤ 関根真隆『奈良朝食生活の研究』第九章(吉川弘文館、一九六九年)。
 - ⑥ 『類聚符宣抄』寛平六年八月四日宣符。
- 丁、亦依_二丁例_一とあり、官人や丁・工への支給量が二升となつているのは、あるいはこうした唐制と関係するのかもしれない。

- ⑦ 狩野久「附米付札について」『木簡研究』三、一九八一年。
- ⑧ 弥永貞三『日本古代社会経済史研究』四四二頁（岩波書店、一九八〇年）。
- ⑨ 「凡五畿内伊賀等国地子混合正税、其陸奥充備糶并餉兵糧、出羽狄獲、大宰所管諸国充対馬多嶽二嶋公磨、余国交易賒貸送太政官、但随近及畿海国春米運漕、其功賃使用敷内」。
- ⑩ 『政事要略』延喜一四年八月一五日官符所引。なお、『別聚符宣抄』では、「季料米」は「年料米」となっている。
- ⑪ 『長岡京木簡一』。
- ⑫ 「凡親王以下月料并詰司要劇及大粮等、毎月申_レ官出充（中略）要劇者、録_レ前月応_レ給_レ官人及物数、毎月四日申_レ官、即加_レ官要劇、造_レ惣目、同日申_レ太政官、五日官符下_レ宮内省、十三日出給（後略）」。
- ⑬ 『続日本紀』天平宝字五年二月丙辰条、天平神護二年一〇月乙巳条。時服の場合も同様である。早川氏によれば、時服の財源も参議以上には公田地子が用いられたのに対し、弁官以下には大蔵物が用いられている。なお、延喜一〇年官符の「官人月俸」は、延暦一八年宣旨にみえる「季料米」の後身であろう（早川庄八前掲論文）。これらを太政官官人に対して支給された見米と考えられなくもないが、太政官官人に対する見米支給の規定が他には見あたらないので、食料米と考えるのが妥当と思われる。
- ⑭ 田令置官田条、同役丁条。
- ⑮ 『令集解』田令置官田条古記説。
- ⑯ 延喜民部式、同宮内式、同大炊式、同造酒式。
- ⑰ この他、天平期の正税帳には、京進米と思われるものとして、官奴婢食料稻、匠丁粮、番匠粮、副府進春米などがみえるが、いずれも基本的に食料米と考えてよいであろう。
- ⑱ 粟の收支及び使途については、浜口重国「唐の地税について」、同

- 「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地税との関係」（同『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六年）を参照した。
- ⑲ 一部は豆に廻充される。
- ⑳ 齒田香融前掲書一〇一頁、早川庄八「公磨糶制度の成立」『史学雑誌』六一三、一九六〇年。
- ㉑ 延喜主税式によると、年料春米貢進国の正税出糶糶の合計額は約六〇〇万束であり、利率を三割とすると、年料春米輸貢量一八〇〇〇石余はその約二割にあたる。
- ㉒ 『延暦交替式』延暦一四年七月二七日官符。
- ㉓ 『類聚符宣抄』寛平六年八月四日官符。
- ㉔ 村井康彦前掲書第一部第三章第二節、早川庄八はじめに註②前掲論文、大塚徳郎『平安初期政治史研究』第三章第三節（吉川弘文館、一九六九年）。
- ㉕ 齒田香融前掲論文、早川庄八はじめに註②前掲論文。
- ㉖ 『政事要略』延喜一〇年二月二七日官符。
- ㉗ 『長岡京木簡一』（七四号）。
- ㉘ 『平城宮完掘調査出土木簡概報七』。
- ㉙ 『長岡京木簡一』総論六五頁。
- ㉚ 『長岡京木簡一』、『木簡研究』三・八・九（一九八一年、一九八六年、一九八七年）。
- ㉛ 鎌田元一「公田貸租制の成立」『日本史研究』一三〇、一九七三年。
- ㉜ 岸俊男「賃租と販売」（同『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年）。なお、養老令で「販売」の二字が削除された理由については別個に考えねばならないが、地子物のすべてが軽貨に交易されたのではなく、一部は地子米で京進されていたことがあるいはその理由の一つかもしれない。
- ㉝ 註⑱で述べる別納租穀の京進形態が参考となろう。

- ③⑤ 『類聚三代格』大同四年正月二十六日官符。
- ③⑥ 早川庄八はじめに註②前掲論文。延喜式部式上にも「凡内官兼外官者、位禄季禄並給兼固」と規定されている。
- ③⑦ 『日本後紀』弘仁二年二月庚辰条、「類聚三代格」弘仁二年一月十五日官符によると、「府官并国嶋司」の公廩稱も、その料稱の四分の一（兼任官は二分の一）を米で漕京することが認められている。
- ③⑧ 『類聚三代格』弘仁二年一月十五日官符。
- ③⑨ 俸料について村井康彦氏は「かつての封戸にかわる給与として公廩に支給されたもの」（同『平安貴族の世界』第二章第二節、徳間書店、一九六八年）、森田悌氏は「季禄・要脚・馬料等を合せたもの」（同『平安中期の大蔵省』、同『平安時代政治史研究』、吉川弘文館、一九七八年）とされているが、「紀伝明経明法算四道博士等兼固公廩位禄季禄」が滞りがちである事を訴えた『政事要略』正暦四年一月七日官符に「空送在限、不充俸料、申返位禄季禄、徒有兼固之名、曾無給俸之実」とあり、また『権記』長保元年一月一日条（記主の藤原行成は当時右大弁で大和権守を兼ねていた）に「当固遙授俸料代内米百五十石下符二枚与仁城」とあることからすれば、季禄・位禄あるいは公廩稱料を含むものと考えられよう。
- ④① 『政事要略』永祚二年二月二日官符。
- ④② 同時に中央財政の欠乏にともなう位禄・季禄の節約という側面もあった（土田直鎮「兼官と位季禄」『日本歴史』三四、一九五一年）。
- ④③ 公廩の兼固については土田直鎮氏がすでに調査されており、東園の兼固が平安後期になると少なくなる理由として、「平安初期の蝦夷経略の緊張が薄らいだことが最大の要因であったのではなからうか」と述べておられるが（土田直鎮「公廩補任を通じて見た諸固の格付け」『栃木県史研究』九、一九七五年）、以下に述べるように位禄・季禄等に充てられる正税の京進形態が主に関係していたものと思われる。

- ④④ 『三代実録』元慶三年二月四日条。
- ④⑤ 延喜民部式、『政事要略』卷二七所引勘解由使勘判抄、『北山抄』卷一〇古今定功過例（紀伊守景理）など。
- ④⑥ 別納租穀制は租穀を位禄・季禄・衣服などの料に充てるものだが、別納租穀が米穀の形態で京進・支給されていた可能性は少ないと考えられる。まず、輸送の便のことを考えれば、約二倍の嵩となる穀のままそれが京進されたとは考え難い。近江国から穀が運ばれた穀倉院など一部の特殊な例を除けば、穀が京進された事例はまずみあたらないからである。では、米に春いて京進されたかどうかであるが、この点については同じく租穀を用いた租春米が参考となる。延喜民部式には、固名を列挙した後、それぞれについて次のように記されている。
- ・年料租春米（中略）
- 右十八国各以租穀内春取、随官符到進之、其精代運賃用正税、不聴妄為願固本也。
- 右廿五国各別納租穀内、随官符到、充位禄季禄衣服等料。
- 租春米は、いうまでもなく租穀を米に春いて京進し、大粒に充てたものである。したがって、「各以租穀内春取」とあり、精代のごとが規定されている。ところが別納租穀の方にはこうした規定はみえず、米に春くことは全く問題とされていないのである。すなわち、租春米と同様に春かれて京進されていたとすると当然問題となるべき規定が別納租穀にはみあたらないのであり（神寺詣家の封租も米に春いて送られていたが、延喜主税式にはその場合の春進功賃についての規定がある）、こうしたことは別納租穀が春米とされなかったこと、つまり京進されなかったことを示すものといえよう。また、そもそも、別納租穀が課せられた固の多くは、東海・東山・山陰道を中心とした非近国・非沿海固であって、古代さらには中世においてもこれらの固々

から米穀が京進された例はほとんどないのであり(永原慶二前掲論文、網野善彦前掲論文)、こうしたことから別納租穀が米穀の形態で京進されたとは考え難いのである。

なお、別納租穀が課せられた国の多くが非近国・非沿海国であったのは、官人給与が元来は調庸物¹¹輕貨であり、また租春米が課せられた国とのバランスを考えてのことであろう。

⑭ 『統日本紀』天平元年九月庚寅条、『日本紀略』弘仁七年三月庚午条。

⑮ 『類聚三代格』貞觀四年九月二日官符は、西海道諸國が大宰府に納める雑米の納入期限や未進の際の罰則を定めたものだが、そのなかで民部省式や延暦一四年七月二七日格を引用した後、「謹案件文、専論¹²他國、未¹³及¹⁴西道、是¹⁵綠物不¹⁶納京庫、事不¹⁷經¹⁸所司¹⁹也」と述べられている。

⑯ 『別聚符宣抄』。この官符には日付がないが、これは同一日付の官符の集合体が簡略化されたためであろう(長沢洋「王朝國家期の財政政策」、『王朝國家國政史の研究』、吉川弘文館、一九八七年)。なお、この一連の天祿二年官符では、年料春米貢進國でない大和、河内、摂津、和泉、能登、周防、長門などに対しても春米の貢進が命じられており、注目される。

⑰ 『権記』の記事に「公用料」とみえているが、その詳細は不明である。なお、長沢氏は藏人所がこれらの収納・出給の主体となつたとし

ておられる(長沢洋前掲論文)。

⑱ 仕丁・衛士の資養物については、鈴木實孝「仕丁制度の研究」(『史観』二四・二五・二六・二七、一九四〇・一九四一年)、弥永貞三「仕丁の研究」(同前掲書)、橋本裕「衛士制の運用をめぐって」(同「律令軍団制の研究」、一九八二年)、鬼頭清明「平城宮出土の衛士関係木簡について」(『木簡研究』五、一九八三年)、橋本謙周「律令制下における役丁資養制度」(『富山大学人文学部紀要』八、一九八四年)を参照した。

⑲ 鬼頭清明氏は、信濃・上野など遠方の國の國養物にも銭が充てられていること、平城京で作製された國養物関係の木簡が存在することなどから、それらの國は銭以外の物を京進して京内でそれを銭にかえて國養物とした可能性があると示しておられる(鬼頭清明註²⁰前掲論文)。しかし、たとえそうであったとしても、平城京で銭と交換するためにわざわざ重貨である米を送ったとは考えられないので、その場合でも京進されたのは輕物であつて米ではないと考えられる。

⑳ 宝龜七年の「備前國津高郡津高郷陸田賣券」(『大日本古文书』六一五九一)にみえる「火頭養繩」を國養物の系列で考えてよいとすれば、備前國においては宝龜七年の段階ではまだ春米は送られていなかったことにならう。

第二章 都城と米の需要

本節では、八世紀と八世紀末以降、とりわけ九・一〇世紀との間で、都城の住民の生活基盤・生活形態がどのように変

化したかを考えてみたいと思う。

平城京の住民のうち、五位以上クラスの上級官人はその数約百人といわれ、律令国家権力の中樞部を形成する政治的特権階級であった。官僚たる彼らには位禄、季禄、位封、位田、資人、さらに大納言以上には職田、職封と五位以下とは格段の差がある諸給与が与えられていた。また、彼らには国家から京内に宅地が班給され、そこに構えた邸宅は彼らの諸活動の拠点となった。しかし、彼ら五位以上クラスの上級官人は一応都城内に集住していたものの純粹の都市生活者ではなかった。大伴氏が竹田庄・跡見庄を有し、田地の経営にあたっていたことから知られるように、彼らは「みやこ」を志向しつつも、今一方の足を「ゐなか」に根下ろしてゐたのである。菡田香融氏は奈良朝貴族が「みやこ」と「ゐなか」の両方にわたる生活圏を有していたことを万葉貴族の「両貫性」と表現されたが、この点については次のような史料がある。

解 申依父母家并資財奪取請事

某姓[△]甲 左京七条一坊 外従五位下[△]甲

合家肆区 一区无物 在左京七一坊

菖区 板倉參字^{二字稻積請} 楡皮^{一字雜物積} 板敷^{一字雜物積} 並父所

草葺厨屋一字 並在雜物

在右京七条三坊 菖区板屋^{二字} 草葺^{一字} 敷東屋^{一字} 家

在右京七条三坊 菖区板屋^{二字} 草葺^{一字} 板倉^{一字} 所

草葺屋^{一字} 並空 釜一口^在 毘三^{在大和} 馬船^{二隻} 国

上件貳家父母共相成家者

以前[△]甲可親父[△]同守補任言退下支然間以去宝字

死去然尔父可妹三人同心且処々尔

津嶋連生石 春日棟人生村守太郎

召急 山部宿禰東人平群郡 三宅連尼嶋山辺郡

忍海連宮立忍海郡 大豆造今志広背郡

刑部造兄人 和銅六年五月十日使葺屋

小長谷連赤麻呂 右九 棟人大田 充食馬^⑩

小長谷連荒当志貴上郡

これは九人の下級官人^⑩に対する召文だが、注目すべきは、このうち六人についてはその居住地が注記されていることである。そしてそれが実際の居住地であったことは、京外者にのみ給される食馬が与えられていることから明かであり、下級官人の本拠が京内になかったことを示す史料の一つとなろう。^⑪

このように下級官人の多くは京外に本拠を構えていたと考えられるのだが、もちろん京内に本拠を置く者がいなかったわけではない。月借銭解^⑫において京内の家を質としている者などはあるいはその例であるかもしれないが、そうした事例は決して多くはなかったものと思われる。

人口一〇万^⑬といわれる平城京の住民の大半は一般京戸である。彼らには口分田が給されており、したがって彼らも基本的に農民であった。しかし、京職の大夫の職掌には諸国の国守と異なり「勸課農桑」がなく、京では農業経営の問題が軽視されていた様子がうかがえる。また、口分田が遠隔地に班給されることも多かったようであり、そうした場合には田地の近くに居住するかあるいは賃租に出されていたものと思われる。

一般京戸のもう一つの生計の手段は雇用労働への従事である。大量の人員を要する造寺・造営事業をあいっいで行った政府にとって、京内の住民は労働力として不可欠の存在であった。一方、農業生産から遊離した住民にとっては、生計を

営む上で、また調餼錢を確保するためにも雇用労働に従事せざるをえない状況にあったのである。たとえば、天平宝字三年の夏から四年にわたってなされた法華寺阿弥陀浄土院の造営は、造営現場だけで雇工・雇夫あわせて延べ三三〇〇〇余人の雇用労働者が従事し、彼らが労働力の大半を担っていたのだが、^⑤こうしたことは、政府の造寺・造営事業が京内外の雇用労働力に頼る側面が大きかった様子をあらわしている。と同時に、法華寺阿弥陀浄土院の造営が農繁期、農閑期を通じてなされていたことは、彼ら雇用労働者の多くが農業生産から離れた存在であったことを示している。

このように平城京段階では、都城での集住が一応なされてはいても、農村との関係が完全には断ち切られていなかったのだが、都が平城京から長岡京へ、さらに平安京に移るにともない、京師の住民は次第に都市生活者としての要素を強めていったようである。

上級官人クラスの貴族層の九・一〇世紀における生活基盤・生活形態を具体的にあらわす史料は乏しいが、これまでの研究では主として彼ら貴族層の意識・観念の変化から、彼らは平安遷都後都市貴族化したといわれている。^⑥たとえば、『伊勢物語』にみられる都鄙意識、『枕草子』（前田本）の「いやしげなるもの（中略）田舎五位、なにも田舎ものはいやしげなり」という「田舎」に対する蔑視観念は、彼らが農村から離れ、平安京のみを活動の舞台とするようになったことと決して無関係ではないとされている。「首都たる平安京に集住した貴族は、与えられる俸禄が「代耕の禄」といわれたことに示されるように、本貫を離れ、農業生産から遊離した、本来的に都市民たることを求められた存在」となっていく。農村に片方の足を置いていた奈良時代の貴族と異なり、平安貴族は純粹の都市生活者となったのである。

下級官人も同様にその本拠を農村から都城へ移していったようである。下級官人を中心とした地方民の京貫記事が延暦一五年を初例として九世紀に数多くみられることは周知の通りである。^⑦もちろん左右京への貫付が直ちに彼らの活動の拠点の移動を意味するわけではないが、これらの京貫記事はそうした動きを一定程度反映したものと考えてよいように思われる。

表5

右京		左京
2	1 条	1
7	2 条	3
8	3 条	7
3	4 条	10
4	5 条	8
4	6 条	9
1	7 条	2
1	8 条	0
1	9 条	0

まず、京貫記事にみえる旧本貫地を調べてみると、畿内が五三%、畿外が四七%の割合となり、前者が過半数を占めていたことが知られる。これは先の平城宮出土の考課・選叙木簡の内容と対応するものである。次に、京貫記事の中で貫付地が具体的にわかる例を集めたものが表5である。貫付された場所が二条から六条、とりわけ三条以南に多く集まっていることに注意しておきたい。

さて、こうした京貫記事が下級官人の平安京への定着を意味するか否かであるが、まずとりあげたいのは三善清行の意見封事一二箇条の第一一条である。^⑭ 第一一条は六衛府の舎人をとりあげたもので、六衛府の舎人は毎月結番し、当番には諸衛の警備に当たり、佗番には京洛に休寧すべきであるのに、彼らは無断で本国に帰り、国司に対して横暴をはたらいてゐる。そこで、今後は許可なく本国に戻ることは禁止すべきである、としたものである。ここから六衛府舎人の多くが在地とつながりを持っていたことが知られるのだが、問題としたいのは、彼らのように在地に本拠を持つ者が都城で勤務にあたる際どこに住んでいたかである。そこで第一一条をみると「当番陪_ニ侍兵欄、佗番休_ニ京洛_ニ」^{東西帶刀町、此其住所也}とあり、帶刀町がそれにあたることが知られる。そしてこうした例は他にもみられ、「仕丁町」、「織部司織手町」、「衛士町」、「右近衛舎人町」^⑮というように、官司ごとに官衙町が形成され、そこに六衛府舎人のような人々が居住していたと考えられる。では、こうした官衙町がどこにあったかだが、『拾芥抄』によると先の帶刀町が「一条南堀川東」とあるのをはじめとして、そのほとんどが大内裏の東西、二条大路より北にあり、三条大路より南には存在しないことが知られるのである。^⑯

ところで、地方民が京貫される場合には、実際の居住地が貫付地となるのが一般的であったと思われる。現実の居住地とは無関係の場所への貫付は、京職による京戸支配の上からも想定し難いことだからである。そうすると、先の六衛府舎人のような本国に拠点を有するものが形だけ京内に籍を移したとすると、彼らが実際に居住している官衙町が貫付地となったはずである。ところが、表5によると京貫記事の貫付地に

は二条以北は少なく、こうしたことは京貫者の多くが六衛府舎人のように官衙町には住んでいなかったこと、つまり、京内に一時的に居住するだけの存在ではなかったことを示している。すなわち、京貫記事の貫付地の多くが三条以南であることは、京貫が形式上のもではなく、彼らの京内への定着を物語っているのではないだろうか。周知の通り、平安京の北部は官衙町や高級貴族の邸宅が多く、一般京戸の住居は中南部に集中していたのだが、京貫記事の貫付地の多くは後者に属しており、彼らの新たな活動の拠点としてふさわしい場所であるように思われるのである。

八世紀末以降数多くみられる京貫記事が実態を反映したものであると考えられることを述べたが、こうした推測が正しいとすると、下級官人も次第に都城に活動の中心を移していったということになる。もちろん先の六衛府舎人のように依然と在地を拠点とする者もいたであろうが、全体的にみれば、下級官人の都市住民化の傾向は否定し難い事実であるように思われるのである。

次に、一般京戸の動きであるが、まず問題とすべきは畿外の民の京内への流入である。延暦一九年、「外民挾_レ奸、競貫_ニ京畿_ニ」のため、京畿内での隠首・括出が禁止された^②。大同元年にそれらは許されたが、斉衡二年になると括出は再び禁止され、寛平三年にも重ねて同様の措置がとられた^③。このように、九世紀になると京畿内への畿外の民の付貫が多くなるのだが、もちろん、京畿内への付貫が戸籍の上だけのことであった可能性がないわけではない。しかし、鬼頭氏のいわれるように、少なくとも括出は現に京畿内にいることが前提となって括出されるわけであるから、畿外の民の京畿内への流入は一定度事実として認めてよいように思われる。

ところで、畿外の民が京畿内に流入する要因の一つは、「都鄙之民、賦役不_レ同」、「外土之民、奸附_ニ京畿_ニ、多遁_ニ課役_ニ、無_ニ懷_ニ土心_ニ」とあるように、畿内と畿外の課役の軽重の差にあった^④。そうすると、京と畿内諸国を較べると、「畿内百姓雖_ニ貢賦輕_ニ於外国_ニ、而徭役重_ニ於京戸_ニ」、「京戸土人、課徭雖_レ同、輕重各別_ニ」とあって、京の方が課役が軽かったことが知られるので、京畿内の中でもとりわけ京に流入者が多かったことになろう。

表6

	一般の賑給	京中賑給
701~725	19	1
726~750	24	1
751~775	100	4
776~800	47	3
801~825	39	21
826~850	60	18
851~875	32	20
876~887	12	12

では、このように増大化した一般京戸の生活基盤はどこにあったのであろうか。先述したように八世紀の一般京戸の生計の手段は口分田と雇用労働にあったのだが、このうち口分田は九世紀になると次第に少なくなっていくたようである。延暦一一年には、京畿内の女性には男性に与えた口分田の残りを支給し、奴婢には与えないとされた^②。その後も女性の班給量は減少し、天長期に三〇歩、承和期には二〇歩となり、元慶三年になると京戸の女性の口分田が停められ、畿内の男性に支給されることになった。また、口分田の班給地も京の近郊だけではなかったようである^③。このように京戸の口分田の支給量は次第に減少するのだが、こうしたことは京戸をさらに農業生産から遠ざけ、雇用労働への依存を強めさせたものと思われる。

勅、租税之本、備_三於水旱、錢帛之財、飢而不_レ食、今聞、京職多有_レ収_レ錢、事須_三賤_レ末貴_レ本、一絶_レ収_レ錢、但恐民有_三貧富_一、不_二必蓄_レ穀、宜_レ聽_三貧乏之徒進_レ錢、通計不_レ得_三過_三四分之一_一。^④

これは京職が租税を錢で收取することを今後禁止するが、貧窮民は従来通り錢で納めてもよいとしたものである。ここから京戸が錢で租税を納入していたこと、すなわち、京戸の農業生産からの遊離と雇用労働への従事がうかがえるのだが、下層民ほどそうした傾向が強く、農業生産から離れた人々の生活がきわめて不安定であった様子を物語っている^⑤。

このように九世紀になると流入者の増大、生活基盤の変化によって不安定な生活を送る京戸が多くなるのだが、彼らに対する飢疫時の救済措置が京中賑給である^⑥。次に、この京中賑給を素材として九世紀の一般京戸の実態を考えてみたいと思う。

国史にみえる京中賑給記事をみていくと、九世紀に入ると急に京中賑給の事例が多くなることに気づく。表6から知られるように、一般の賑給は八世紀と九世紀では大差ないのである。京内に対

表7

	山 城	大 和	河 内	和 泉	摂 津
701~725	4	5	6	4	5
726~750	5	8	8	6	6
751~775	6	5	6	6	7
776~800	2	2	4	3	2
801~825	7	5	8	5	7
826~850	5	5	4	5	5
851~875	3	4	5	4	3
876~887	0	2	2	2	2

してだけ賑給が多くなされたことは、畿内諸国との比較によってさらに明確となろう。表7をみればわかるように、畿内諸国への賑給は九世紀になってからもその回数を決して増えてはいない。特に山城国で八世紀と九世紀の間に変化がみられないことは、京内に対する賑給の増加が京独自の要因にあったことを示している。すなわち、京独自の政治的・経済的・社会的条件が賑給の急増をもたらしたのである。

さて、京中賑給の施行理由として最も多くみられるのが飢饉である。ところが、表7から明らかのように、京中でそうした賑給がなされていても、山城など京周辺の諸国では賑給はあまりなされていないのである。京と周辺諸国の気候条件は同じであろうから、もし京戸が諸国の班田農民と同じ生活基盤を有していたのなら、すなわち、同じく主として農業生産に従事していたのなら、京だけが飢饉のために賑給がなされるといふ事態は考えられないことである。こうしたことは、京戸の生活基盤が諸国の班田農民とは大きく異なっていたことを端的に示すものであろう。

京中賑給の施行理由で飢饉に次ぐものが疫病である。九世紀の国史によると、疫病者を対象とする諸国の賑給は全部で二三例ある。これに対し、疫病者を対象とする京中賑給は一九例にのぼっている。諸国においては、疫病による賑給が同じ国に対して繰り返し行われることはほとんどなく、また、賑給が全くなされない国も多いのだが、京の場合はそこだけに対して一回も賑給が行われているのである。しかも、京においては疫病による賑給が集中的になされる場合がよくある。大同二、三年は全国的に疫病の流行した年であるが、この兩年には京内に対して五回も続けて賑給がなされ、そのうち四回は一か月の間に集中している。^④ また、承和七年にも三か月の間に二回も続けて疫民に対して賑給がなされている。^⑤ 諸国では疫病者を対象として賑給が同一年に二回以上なされた例はない。したがって、京においては疫病の発生率が高

ただだけでなく、一旦疫病がはやると大きな被害を受けていたわけであり、これらは京における人口の増大・密集・頻繁な交通がもたらした結果であろう。

二

前節では、九世紀になると都城の住民が次第に農業生産から遊離していったことを述べたが、そうしたことを裏付けるため、本節では、九世紀になると流通経済が一段と進展し、京内に多くの食料が流入するようになったことを述べたいと思う。農業生産から離れた都城住民は、とりもなおさず食料を自給できない非生産者＝消費者であり、一般京戸はもちろんのこと、官人の場合も食料米が給されるのは官人本人だけであるから、こうした消費者人口の増加は都城での食料に対する需要を高めることになる。また、このような非生産者住民の多くは流通経済に依存して食料を確保せねばならないから、消費者人口の増加は一方で流通経済の進展をもたらしことになるからである。

まず、京での食料の流通については、九世紀になると京中賑給に際して銭が支給されていた点が注目される。表8は、九世紀の京中賑給のうち、支給物が具体的にわかる例を集めたものである。これによると、米・穀・塩とならんで銭が多く使用されていることに気がつく。もちろん、こうした銭は「飯米銭」と表現されているように、米などの食料を購入するためのものであるが、飢疫民救済のための賑給に食料でなく銭が支給されていることは、それだけ京内において米以下の食料が広く流通していたことを表しているよう。京内で容易にそれらを手に入れる条件が前提にないと、銭を用いての賑給は飢疫民救済措置として全く無意味だからである。^⑧

次に、都城への食料の流入については京中賑給に次のような事例がある。

京中賑給の要因として最も多くみられるのが飢饉と疫病であることは先述した通りだが、注目したいのはそれらに次いで多いのが霖雨による賑給だったことである。ではなぜ霖雨と賑給が結び付くか

表8

米	6
塩	6
銭	5
穀	4
その他	2

であるが、西に葛野川、東に鴨川をもつ平安京が水害に弱かったことは周知の通りであるから、まず考えられるのが霖雨のため水害が起り、その結果賑給がなされたのではないかということである。天安二年五月二十九日の賑給は「苦霖之窮民」^③に対してなされたものだが、この場合は七日前の二二日に洪水のあったことが記されているので、水害が関係していたものと思われる。ところが、霖雨のため水害が起きたことが知られる例はごくわずかであり、霖雨による賑給の多くは水害との関連性は見だし難いのである。そこで、霖雨による賑給例を調べてみると、霖雨のために飢えた人々が多く出たとするものが多いことに気づく。たとえば、霖雨の結果、「京師飢饉」、「京師飢餓」とされたり、賑給の支給対象が「飢民」、「飢乏者」^④となっている例がよくみうけられる。また、霖雨のため「穀価騰躍」、「穀価踊貴」^⑤とされている場合もある。したがって、霖雨の結果賑給が施されるのは、霖雨が京内に食料不足をもたらしたためであると考えられる。それでは、霖雨が続くとなぜ京内が食料不足になるかだが、これは霖雨のため京への物資搬入が十分でなくなった結果であろう。

霖雨が食料輸送を滞らせたことについては次のような史料がある。

勅_ニ征夷將軍參議正四位上_ニ大藏卿兼陸奥出羽按察使文屋朝臣綿麻呂等_ニ曰、省_ニ去九月廿二日奏_ニ云、隨_レ機量_レ便、更分_ニ四道_一、士卒_ニ数少_一、充用_ニ処多_一、加以霖雨無息、輒餉有_レ滞、不_レ加_ニ輜重_一、恐_ニ乏_ニ兵糧_一、伏望_ニ加_ニ陸奥國軍士一千一百人_一者、依_レ奏_⑥。

これは征夷事業のため陸奥国兵士の加増を求めたものだが、その理由として「霖雨無息、輒餉有_レ滞」とされていることに注意したい。つまり、霖雨が続いているために兵糧輸送が滞っているというのである。この場合は陸路による食料輸送であろうが、霖雨が輸送の妨げとなっていたわけである。

水運も同様であった。古代においては、米の輸送にはもっぱら水運が利用されていた^⑦。しかし、当時は雨が降ると船の航行が停止されることが多かったようである。紀貫之の『土佐日記』には、和泉沖や淀川に至ってからも雨が降ると運行を停止していた様子が記されているが、貫之の乗った船には「ふなやかた」や「ふなぞこ」^⑧があり、当時としては比較的

大型の船であった。^⑦一方、そのころの輸送船には小型のものが多く、積載量は米五〇―八〇石程度であった。^⑧したがって、そうした輸送船にとって降雨は航行の大きな妨げになっていったと思われる。

さらに、平安京の東西にあった葛野川・鴨川の両河川は、大雨になると「東西両河、人馬不_レ通^⑨」という状況を呈し、物資搬入の妨げになっていた。特に東の鴨川には当時本格的な橋は架けられておらず、霖雨によって水量が増すと渡河は困難となった場合が多かったと考えられる。^⑩

このように、霖雨が続くと京への食料搬入が順調にいかなくなり、その結果、食料確保を流通経済に頼る人々の間で食料不足が生じ、賑給がなされねばならなくなったと考えられる。同様のことは承和の変の際の賑給についてもいえる。

承和の変は、承和九年七月一五日の嵯峨上皇の死を契機として起こった事件で、伴健岑、橘逸勢等の謀反が発覚したのは上皇の死の二日後であった。即日、健岑、逸勢の二人は捕らえられたが、不慮の事態に備えるため、同日に「仰_ニ左右京職、警_ニ固街巷、亦令_レ固_ニ山城国五道_一」という措置がとられた。^⑪具体的には、宇治橋、大原道、大枝道、山崎橋、淀渡に使が遣わされ、警備にあてられた。ところが、京の内外の警固が行われてから七日後の二四日に京中で賑給がなされているのである。^⑫その理由は「以下被_レ閉_ニ警固_一飢者衆_ト也」とされている。京内外の警固のために飢者が出たというのである。

京の封鎖のため「飢者衆」となったのはやはり食料輸送の停滞が原因であろう。すなわち、警固のために京への物資搬入が停止し、そのため都城住民が日々の食料を手でできなくなってこうした賑給となったと考えられるのである。

霖雨による賑給、承和の変の際の賑給の要因を以上のように考えることができる。これらは共に京内に日常的に大量の食料が搬入されていた状況を示すものとなる。もちろん、その前提条件として、農業生産から遊離して食料の確保を流通経済に頼らざるをえない都城住民が多く存在したことはいうまでもないことである。承和の変の際の賑給についていえば、京内外の警固が始まったのは七月一七日、賑給がなされたのは七月二四日だから、たった七日間の京師封鎖

で飢者が出ていることになる。当時の平安京の人々が自給自足的な、流通経済に頼らない生活をしていたのなら、たった七日間の警固でこうした事態になったとはとうてい考えられないことである。と同時に、短期間の警固で食料不足になったのは、彼らがほとんど食料の備蓄をしていなかったからであるが、このことは備蓄をする必要がないほどいつでも食料を入手できたこと、すなわち、絶えず食料が京内に流入していたことを意味する。

このように、九世紀になるとさまざまなルートを通じて多くの食料が京内に流入し、流通経済が一段と幅広く展開するようになる。そしてこうしたことは、農業生産に従事しない消費者としての都城住民が多くなり、食料に対する需要が増大した結果に他ならないのである。

- ① 『純日本紀』には、平城遷都に際して宅地を班給した記事はみえないが、藤原京、恭仁京、難波京の造営時には宅地の班給がなされているので、平城遷都の際にも実際には宅地が班給されていたものと思われる(秋山國三「平安京における宅地配分と班田制」、同・仲村研『京都「町」の研究』、法政大学出版局、一九七五年)。
- ② 園田香融「萬葉貴族の生活圏」『万葉』八、一九五三年。
- ③ 園田香融註②前掲論文。
- ④ 『唐招提寺史料』なお、この「家屋資財譜返還案」の積文の補訂及び解釈は、橋本義則「唐招提寺文書」天の巻第一号文書「家屋資財譜返還案」について(『南都仏教』五七、一九八七年)によった。
- ⑤ 橋本義則前掲論文。
- ⑥ 下級官人及び一般京戸については以下の諸論稿を参照した。鬼頭清明『日本古代都市論序説』(法政大学出版局、一九七七年)、東野治之『木簡が語る日本の古代』(岩波書店、一九八三年)、中村順昭『平城京』『歴史と地理』三三四、一九八三年、同『律令制下における農民の官人化』『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年、北村優季「京戸について」『史学雑誌』九三一六、一九八四年)、柴
- ⑦ 原永遠男「都のくらし」(『古代を考える 奈良』、吉川弘文館、一九八五年)、同「平城京住民の生活誌」『日本の古代』九、中央公論社、一九八七年)、浅野充「律令國家における京戸支配の特質」(『日本史研究』二八七、一九八六年)。
- ⑧ 『平城宮発掘調査出土木簡概報四』。
- ⑨ 『大日本古文書』六一七一・四〇七。
- ⑩ 『大日本古文書』六一三〇三、八一三三三、一四一三八六、一六一三四。
- ⑪ 『平城宮発掘調査出土木簡概報六』。
- ⑫ 『日本古代人名辞典』によって、この九人と同氏姓の者を調べてみると、有位者一人(五位以上五人、六位以下一人)、無位者七人(経師・位子三人を含む)となる。したがって、この九人の多くは下級官人クラスに属すると考えてよいように思われる。
- ⑬ 東野治之前掲書第二章。
- ⑭ 『大日本古文書』六一二七三・四二二五・四二六・五〇九・五六七、一九一九七など。なお、これら月借銭解については、『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』(一九八六年)で考察が加えられている。

- ⑭ 岸俊男「人口の試算」(同『古代宮都の探究』。塙書房、一九八四年)。
- ⑮ 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(同『日本建築史の研究』。桑名文皇堂、一九四三年)。
- ⑯ 村井康彦「国風文化の創造と普及」(『岩波講座 日本歴史』四、岩波書店、一九七六年)、井上満郎「京都 躍動する古代」第五章第三節(ミネルヴァ書房、一九八一年)。
- ⑰ 村井康彦註⑩前掲論文。
- ⑱ 村山修一『日本都市生活の源流』第四章(関書院、一九五三年)、村井康彦『古京年代記』付録Ⅱ(角川書店、一九七三年)に京貫記事一覽が載せられている。
- ⑲ 『本朝文粹』。
- ⑳ 『続日本後紀』承和五年七月戊辰条、承和六年閏正月戊戌条、承和一四年八月癸丑条、『文徳実録』天安元年八月辛卯条。
- ㉑ 官衙町については、村井康彦はじめに註②前掲書第一部第四章を参照した。
- ㉒ 『類聚三代格』大同元年八月八日官符所引延暦一九年一月二六日官符。
- ㉓ 『類聚三代格』大同元年八月八日官符、斉衡二年三月二三日官符、寛平三年九月一日官符。
- ㉔ 鬼頭清明「初期平安京についての一試論」(前掲論文)。
- ㉕ 『類聚三代格』大同元年八月八日官符所引延暦一九年一月二六日官符、斉衡二年三月二三日官符。
- ㉖ この他、佐伯有清氏は「冒名冒蔭などによって律令官人の身分を得ることが畿外の民の京畿への流入の要因であった」とされている(同『新撰姓氏録の研究』研究編第三章、吉川弘文館、一九六三年)。
- ㉗ 『類聚三代格』元慶三年二月四日官符、『三代実録』元慶四年三月一六日条。
- ㉘ 『類聚国史』卷一五九(口分田)延暦一一年一〇月庚戌条。
- ㉙ 『類聚三代格』元慶三年二月四日官符。
- ㉚ 『類聚三代格』大同四年九月一六日官符、天長六年六月二二日官符。
- ㉛ こうした農業生産から遊離した京戸の生計手段としては、雇用労働の他、諸司・諸家への奉仕などが考えられるが、その詳細は今後の検討課題である。
- ㉜ 京中のみを対象とする賑給を京中賑給、それ以外の賑給を一般の賑給と呼ぶことにする。ただし、賑給は慶賀時の賑給と飢疫時の賑給に区分できるが(拙稿「律令制支配と賑給」『日本史研究』二四一、一九八二年)、以下で賑給という場合は飢疫時のそれを指すものとする。なお、京中賑給に関するこれまでの研究としては、高橋渡「京中賑給について」(『史叢』一八、一九七四年)、榎木謙周「都城における支配と住民」(『日本政治社会史研究』中巻、塙書房、一九八四年)。同「京中賑給」に関する基礎的考察」(『富山大学人文学部紀要』二二、一九八七年)、川本龍市「王朝国家期の賑給について」(『王朝国家国史の研究』前掲書)などがある。
- ㉝ 『類聚国史』卷一七三(疾疫)大同二年二月戊寅条、同三年正月己丑条、同三年正月乙未条、同三年正月戊申条、『日本後紀』大同三年五月辛卯条。
- ㉞ 『続日本後紀』承和七年二月辛未条、同七年五月乙未条。
- ㉟ 八世紀においては、慶賀時飢疫時を問わず、京中賑給に際して銭が支給された例はない。
- ㊱ 『続日本後紀』承和七年五月乙未条。
- ㊲ 柴原永道男「律令国家と錢貨」(『日本史研究』二三、一九七二年)。
- ㊳ 『文徳実録』天安二年五月己丑条。
- ㊴ 『三代実録』貞観一二年六月一七日条、仁和三三年六月一日条。

- ④ 『統日本後紀』承和四年五月壬午条、『三代実録』貞観元年六月四日条。
- ⑤ 『日本後紀』延暦一五年八月丙寅条、『統日本後紀』承和四年一〇月辛卯条。
- ⑥ 『日本後紀』弘仁二年一〇月乙丑条。
- ⑦ 『統日本紀』天平勝宝八歳一〇月丁亥条、『類聚三代格』寛平六年七月一六日宣符。
- ⑧ 二月一日条、二月一日条。
- ⑨ 二月二七日条、一月九日条。
- ⑩ 『船』(法政大学出版局、一九六八年)。
- ⑪ 柴原永遠男『海路と舟運』(『古代の地方史』二、朝倉書店、一九七七年)。
- ⑫ 『文徳実録』天安二年五月乙亥条。
- ⑬ 『京都の歴史』第一卷四九三頁(一九七〇年)。
- ⑭ 『統日本後紀』承和九年七月己酉条。
- ⑮ 『統日本後紀』承和九年七月丙辰条。

む す び

ここで、第一章で提起した問題、すなわち九世紀以降なぜ京進米が増加するのかという問題にもとってみたいと思うが、前章での考察からすれば、その理由はもはや明白であろう。農業生産から離れた都城住民の増加にともなう米に対する需要の増大、これが京進米増加の基本的要因であった。しかし、結論を急ぐ前にいくつかの問題について検討を加えておきたいと思う。

九世紀になると位禄・季禄料などに春米が充てられるようになったことは先述した通りだが、上級官人と下級官人とではその用途に相違があったものと思われる。支給される米の量が少ない下級官人においては、彼らがすでに農業生産から離れているのであれば、それらの米は食料米として直接消費される場合が多かったと考えられる。しかし、上級官人の場合は、支給・収取された米の中で食料米が占める割合はそう大きくはなかったであろう。彼らには位田・職田さらには封戸などが与えられ、また荘園を営むものもいたであろうから、農業生産から遊離していたか否かに関わらず、支給・収取された米の総量は自己の消費量をこえる場合が多かったと想定されるからである。同様のことは四、五〇〇〇石にのぼる地子米を収納した太政官厨家や衛士・仕丁についてもいえよう。太政官官人の食料米としてそれだけ大量の米は不要で

あり、また衛士・仕丁の食料は大粒によって基本的には保証されていたはずだからである。

そうするとこうした自己の消費量をこえる米は交換に出されていたことになるが、八世紀段階で交換・売買を前提として京進されたものといえば錢及び絹・布などの繊維品がまず想起される。しかし、それらは九世紀以降京進が困難となり、あるいは交換手段としての機能を低下させていたようである。

まず、錢は九世紀以降も京内では盛んに流通していたものの、それ以外の地域ではあまり用いられなくなっていた。もちろん、畿内では調錢制が維持されていたが、それは上からの強制によるものであり、「如_レ聞、山城国百姓、売_レ買水田_一、以_レ稻為_レ直_①」とされているように、一般公民層の間では錢貨の流通は衰退していた_②。したがって、京以外の地域から錢を調達、京進するのは次第に困難になったと思われる。また、絹・布などの繊維品については、「今諸国所_レ貢絹布等、惣是_レ麤悪、専無_レ精麗、或如_レ絹非_レ絹、尤同_レ蜘蛛之秋網、或如_レ布非_レ布、不_レ異_レ連瑣之疎文_③」と述べられているように、八世紀末以降麤悪化が進行したことは周知の通りである。こうした貢納品の麤悪化は、良質品は私的流通にまわされ、麤悪品が貢納品として京進された結果といわれているが、繊維品が交換手段として用いられるためには、規格・品質の統一が不可欠の条件となるから、麤悪化により繊維品はその交換手段としての有効性を低下させていったものと考えられる。一方、交換手段としての米については次のような史料がある。

太政官符

大宰府貢_ニ上調綿一十万屯_ニ事

右被_ニ大納言正三位藤原朝臣是公宣_ニ你_ニ奉_レ勅、件綿年常所_レ貢廿万屯、今減_ニ其数_ニ定_ニ十万屯_ニ、宜_レ簡_ニ差主典已上_レ了者_ニ期月_ニ貢上_レ、不_レ得_レ妄差_ニ品官_ニ以致_ニ稽留_一、及綿代輸米交_ニ関京下_一、亦除_ニ水脚粮_ニ之外_レ輒載_ニ私物_ニ漂_ニ失官物_一、若有_レ違_ニ此制_一者、依_レ法科_レ罪。

延暦二年三月廿二日_⑤

この官符では、綿代を輸貢し、それを京で綿に換えることが禁止されているのだが、注目したいのは、綿代として京送

されていたのが米だったことである。先述したように、大宰府に対しては弘仁七年に絹三〇〇〇匹の貢納が命じられており、綿代として他の軽貨を輸すことは決して不可能ではなかったはずである。にもかかわらず、重貨である米がことさらに輸されているのは、「交関京下」に際して、すなわち、京内における交換手段として米が有利であった様子を表しているように。

このように、米は食料として直接消費されるだけでなく、交換手段として他のものに較べてより有利な条件を有していたのである。上級官人や官司などが自己の消費量をこえる量の米を確保したのは、こうした事情によるものと思われる。もちろん米が交換手段として有効に機能するためには、京において米を消費する多数の都城住民が存在しないといけないのだが、九世紀以降そうした米消費人口が増加したことは前章で述べた通りである。

律令国家成立当初、都城には官人や京戸が多数集住したとはいえ、その多くは農村となんらかのつながりを残す存在であった。したがって、京進される米の量はわずかであり、官人に対しては彼個人の食料米が支給されるだけであった。中央貢進物が軽貨中心の構成となっているのも、律令国家の強制による品質・規格の統一、流通の促進の他、こうしたことが大きく関わっていたものと思われる。ところが、八世紀後半以降、とりわけ九世紀になると京進される米の量が増加するようになる。これは、農業生産から遊離して食料を自給できない都城住民の数が多くなり、また軽貨の交換手段としての機能の低下と京における需要の増大に支えられ、米が交換手段として次第に有利になった結果であろう。また、米穀の確保や米価の調整に腐心していた政府にとって、京進米の増加は決して不都合な事態ではなかったはずである。

これまでは、国家財政に占める正税以下の重貨の割合が拡大しても、そこには調庸の補完物としての消極的な意義しか見いだされなかった。しかし、そうした評価が一面的であることはこれまでの叙述から明らかであろう。正税が調庸の代替物としての役割をはたしたことは確かとしても、その一方で、古代都城から中世都市への移行を背景として、正税以下の重貨が国家財政において次第に大きな意味をもつに至った必然性もまた見逃せない重要な事実であると思われるのであ

る。

- ① 『類聚国史』卷八〇（估価）延暦二年正月壬戌条。
- ② 柴原永遠男第二章註^③前掲論文。
- ③ 『三代実録』貞観六年八月九日条。
- ④ 門脇禎二「調庸收取形態の変化とその背景」『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、一九六〇年。
- ⑤ 『類聚三代格』延暦二年三月二日官符。
- ⑥ 『類聚三代格』弘仁二三年三月二八日官符、『続日本後紀』嘉祥二年

四月戊子条、『三代実録』貞観八年二月一六日条。

（付記）本稿は一九八八年度文部省科学研究費奨励研究（A）「平安時代における国家支配機構の財政史的研究」による研究成果の一部である。

（愛媛大学助教授



Der Deutsche Orden und die Preußen

von

SASAKI Hiromitsu

Nach der üblichen Auffassung der japanischen Forschung herrschte der Deutsche Orden im Mittelalter über die Preußen mit starker Hand. Die meisten Forschungen in der BRD vertreten die gleiche Ansicht.

Jüngere Spezialforschungen sind jedoch nicht immer dieser Meinung. Trotzdem bleibt der allgemeine Rahmen wie bisher unverändert. Ich möchte daher, beruhend auf diesen Forschungsergebnissen und meinen eigenen Untersuchungen, die herrschende Auffassung überprüfen und versuchen einige Verbesserungen an der herrschenden Auffassung anzubringen.

Kyoshinmai and *Tojo* :

—Rice-tax and the Development of the Ancient Capital of Kyoto—

TERAUCHI Hiroshi

During the 9th and 10th centuries, the *choyo* tax system declined and the *shozei*, the prime local tax, which had been amassed previously, came to be utilized. Accordingly, the rice represented by the *shozei* began to play an important part in the area of national finance. Heretofore the *shozei* has only been considered as a supplement of the *choyo*. However, I believe that the importance of the *shozei* must be justly recognized. From this point of view, the *shozei* was the characteristic element of the evolution of the *ritsuryo* financial system during the 9th and 10th centuries and a significant stage leading to the formation of the medieval financial system. In this article, I tried to reconsider the *kyoshinmai* in relation to the development of *tojo* (castle town) from this perspective.

During the 8th century, the rice collected as tax by the governing body in Kyoto (*kyoshinmai*) was required only as foodstuff for the government officials (*kanjin*) and public laborers (*ekitei*). Accordingly this was not a great amount of rice. However, during the 9th and 10th

centuries, the increase of the *kyoshinmai* is illustrated by the increase in the *jishimai*, the allocation of the *shomai* to the salaries of the officials, and similar occurrences. This reflected the rising demand for rice as an advantageous means of exchange. Also during the 9th century, fewer and fewer inhabitants of the *tojo* engaged in agricultural activities. As a consequence, the population of consumers increased. Thus, it is against this background of a shift from the ancient *tojo* to a medieval city, that the increase in *kyoshinmai* and the relatively increasing importance of rice in the area of national finance, ought to be understood.

The Roads and Five Capitals 五京 of Bohai 渤海

KAWAKAMI YO

It is confirmed by examining the geographical section in the *Liaoshi* (遼史地理志) that Zhongjing Xiandefu 中京顯德府 was located in the site of Xigucheng 西古城 of Helong 和龍 Prefecture of Jiling Province, the place named Xianzhou 顯州 at the time, and Xijing Yalufu 西京鴨綠府 in Linjiang 臨江 Prefecture of the same Province.

One of the functions of five capitals was to serve as bases in foreign areas. Bohai regarded its relations with the Tang 唐 dynasty as most important, and there were two routes between Bohai and the Tang dynasty. But the western route of the two was often obscured by the Qidan 契丹 and Xi 奚 nations, so the eastern route, by way of the Yalu River (鴨綠江), became more important. This is why the name Xijing, western capital, was added to Yalufu. Along the Yalu River, Xijing was located not in Ji-an 集安, the political center before that time, but in Linjiang owing to the fact that it was the junction of a land route and a water route and regarded as an important base along the trading route with the Tang dynasty. It can also be said that Dongjing Longyuanfu 東京龍原府 functioned as a base along the trading route. Thus, as to the functions of the five capitals, we must consider not only their political but also their economical functions.